

令和5年第9回野洲市農業委員会
総会議事録

令和5年9月11日開催

野洲市農業委員会事務局

令和5年第9回野洲市農業委員会総会議事録

令和5年9月11日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、
令和5年第9回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- 1 番 野洲 秀一
- 2 番 針本 一春
- 3 番 北中 良夫
- 4 番 井上 輝子
- 6 番 橋本 高明
- 7 番 森 恒仁
- 8 番 田中 靖志
- 9 番 角出 昇
- 10 番 北浦 一宏
- 11 番 木村 二郎
- 12 番 市木 和雄
- 13 番 米澤 博
- 14 番 井狩 憲一
- 15 番 辻 美智子
- 16 番 島村 平治
- 17 番 清水 稔
- 18 番 山本 芳隆
- 19 番 岩井 正男
- 20 番 青木 章
- 21 番 川東 静佳
- 22 番 石塚 健一
- 23 番 小森 喜一
- 24 番 廣瀬 久雄
- 25 番 山田 富男
- 26 番 立入 三千男

2. 欠席委員

- 5 番 中濱 佳久 (遅参)

会議に参加したる職員

| | | |
|-------|------|------|
| 農業委員会 | 事務局長 | 西野 智 |
| | 主 幹 | 竹中 宏 |

| | | |
|-------|-----|--------|
| | 主任 | 保智 翔太 |
| | 主任 | 松本 真紀子 |
| 農林水産課 | 課長 | 荒川 博志 |
| | 主査 | 牧 利昌 |
| | 主任 | 中川 大貴 |
| | 指導員 | 谷口 真一 |

議長 開会挨拶

議長 みなさま、おはようございます。
本日は総会后、農政部会を行いますので、総会につきまして、議事がスムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。
ただいま出席委員は25名であります。
欠席は5番 中濱 委員です。
よって本総会が成立（出席者が過半数）いたしました。
ただいまから、令和5年第9回農業委員会総会を開催します。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名をいたします。

第6番 橋本 委員、第7番 森 委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第29号から議第33号の5案を上程します。

議第29号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 では、議第29号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可することについてご説明いたします。

案件は1件です。

議案書の2ページをご覧ください。資料は別紙Aの1ページ、2ページになります。

木部 ●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積519㎡について、譲渡人 ●●●、譲受人 ●●●氏へ、経営拡大のため売買により所有権の移転をされるものです。

譲受人の●●●氏は、現在は父親の●●●氏が所有する畑などで、主に自家消費用の野菜を栽培されております。

申請地は譲渡人に代わり10年以上前から●●●氏が●●●氏とともに実質的に耕作と管理をされておりました。

この度、譲渡人の●●●氏が農地を手放したいと話があり、実質的に耕作と管理をされていた譲受人の●●●氏へ売買を打診したところ、これを了承され、今回の申請に至っております。

申請にあたり、営農計画書を提出されておりますが、主に自家消費用の野菜や果樹の作付けを計画されております。

以上のことから、営農計画書の内容であれば●●●氏の耕作が可能であると判断し、農地の適切な利用につながると考えましたので、申請を受け付けております。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

譲受人の●●●氏に関する農地法第3条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件のいずれの項目においても問題はないものと考えます。

事務局からの説明は以上になります。

議長 続きまして、意見委員の説明を求めます。
第8番 田中 委員お願いします。

田中委員 第8番 田中です。

詳細につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりです。

対象農地は譲受人の●●●さんが、10年ほど前から依頼を受け耕作されておりましたが、この度、所有者の●●●さんなどから農地を購入してほしいと話があったことで、今回の申請に至っております。

●●●さんが所有する農地のほとんどを地元の営農組織に耕作を委託されておりますので、●●●さんが耕作されている面積は少ないですが、今後も自家消費用の野菜作りは続けていかれると聞いています。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第29号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第29号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって議第29号は議案どおり許可することに決定いたしました。

続きまして、議第30号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第30号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてご説明いたします。

案件は2件です。 議案書の3ページをご覧ください。資料は別紙Aの3ページ以降になります。

まず1件目です。

木部 ●●●番 登記地目、現況地目ともに畑、面積310㎡、他2筆 合計644㎡について、譲渡人 ●●●から、譲受人 ●●●へ、露天駐車場にするため、売買による転用申請があったものです。

譲受人の●●●は、申請地の南側に隣接する工場において、半導体や液晶の組み立て製造を行っており、工場に隣接する●●●のグループ会社の一つです。

昨今の全国的な半導体不足に対応するため、工場の増築を計画されております。それに伴い、今後、生産量増加による従業員の増加が見込まれ、駐車場用地も必要となることから、隣接地の当該地を取得し、露天駐車場に転用したいというのが、今回の転用理由です。

計画にあたり、隣接する農地を所有する譲受人の●●●に、駐車場として利用するために売買を申し出たところ、●●●がこれに応じられ、今回の申請に至っております。

申請地は主に社員の駐車場として利用するため、現況地盤をセメント改良し、碎石を用いて整備される予定をしております。

雨水の排水については、敷地南側の工場敷地内の既設水路に接続され、農地への影響が無いよう計画されています。

対策としては、整備される駐車場の路面排水は、路面全体に敷地南側の工場側に傾斜を付けており、また、北側のL型擁壁の天端を駐車場の路面から5cm高くすることで、北側にある農業用水路に流れ込まないように計画されています。

別紙Aの3ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地の農地区分については、市街地の区域内にある第3種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。

続いて2件目です。

北 ●●●番、登記地目 田、現況地目 宅地、面積376㎡について、貸人 ●●●氏から、借人 ●●●氏へ、自己用住宅にするため使用貸借による権利設定の申請があったものです。

借人の●●●氏は、貸人の●●●氏と同居して生活をされていますが、この度、

住宅の老朽化に伴い、同じ敷地内に新たに住宅を建築する手続きを進めるにあたり、登記を確認したところ、登記地目が田のままになっており、農地法の許可申請が未了であることが判明しました。

本来、住宅建築時に農地転用の手続きを行う必要がありますが、その手続きを失念されていたこととなります。

今回、現在の利用状況に是正するために、顛末案件として、転用申請があったものですが、申請地は市街地区域内にある農地であり、住宅が建築されているため、原状回復も見込めず、顛末案件での転用もやむなしと考えることから、申請を受け付けております。

転用にあたっては、既に住宅が建築されている向かい側に新たに住宅を新築されます。雨水、排水については、周囲の側溝へ流入させる計画ですが、住宅部分以外を造成する計画はなく、基本的には自然流下により側溝へ排水されます。

また、隣接地に耕作に供されている農地はなく、周辺農地への影響もありません。以上のことから、農地法における農地転用の許可が見込まれると考えております。別紙Aの9ページの調査表をご覧ください。

当該申請に係る農地法第5条調査結果は、農地区分においては、申請地は市街地区域内にある農地であることから第3種農地であります。その他の項目についても記載のとおりです。なお、申請にあたり、顛末書が提出されております。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 続きまして、意見委員の説明を求めます。
1件目、第8番 田中 委員お願いします。

田中委員 第8番 田中です。

詳細につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりです。

対象地は3面が宅地等に面しており、狭い農道があるのみで耕作することが困難な農地でありました。そういったことから以前から耕作放棄地となっていました。

この度、隣接する●●●より駐車場として利用したいという話があり、今回の申請に至っております。

現状のままでは農地としての利用が見込まれませんし、対象地が農地に隣接していることから、防除作業時の駐車について協力を得るという意見を付して、転用が妥当であると考えております。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 2件目、第18番 山本 委員お願いします。

山本委員 第18番 山本です。

申請地は●●●さん家族が長年宅地として利用してこられました。

申請者である●●●さんは、現在、夫、夫の母親である土地の所有者の●●●さん、

ご自身の母親、合わせて4人で生活されています。

この度、住宅の老朽化に伴い、敷地内に新たに住宅を建築されることとなりました。新築工事完了後は旧の住宅は取り壊す予定をされています。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
第13番 米澤 委員。

米澤委員 13番 米澤です。

●●●と●●●の関係性は。

あと、一旦駐車場に転用した後に、事業所の拡大などで駐車場を事業所用地として使うことになった場合でも農地転用は可能であるのか。

事務局 ●●●と●●●は関連会社です。

また、今後の開発の計画については、新たな計画の申請が出てきた時点で再度審査されます。

田中委員 補足ですが、土地の所有者は●●●で、その土地に関連会社である●●●が駐車場として利用されると聞いています。

議 長 他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第30号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第30号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって議第30号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第31号 農用地利用集積計画について、を議題とします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、所有権移転関係の方および貸借関係の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。

今回は、第7番 森 委員、第12番 市木 委員に退席を求めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをご覧ください。資料は別紙Bになります。

議第31号 農用地利用集積計画についてをご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項の規定

により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求めるため、提出されたものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。

利用権が設定されたのは、合計9件 23筆 29,865㎡です。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第31号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第31号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって議第31号は議案どおりと決定いたしました。

退席された森 委員、市木 委員は席へお戻りください。

続きまして、議第32号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の5ページをご覧ください。資料は別紙Cになります。

議第32号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてをご説明いたします。

当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、提出されたものです。先だって議案書と共に郵送いたしました農用地利用集積等促進計画案の明細書をご覧ください。中間管理機構を通して権利を設定するのは、合計37筆 78,453㎡です。

事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それではこれより議第32号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第32号を意見なしとして原案のとおり、認めることについて賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって、議第32号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして議第33号 野洲市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをご覧ください。資料は別紙Dになります。
議第33号 野洲市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更についてをご説明いたします。
当議案は、農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定により作成された、野洲市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、本委員会の意見を求めるため、提出されたものです。先だって議案書と共に郵送いたしました農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想をご覧ください。内容につきましては、農林水産課の担当よりご説明いたします。

農林 (農林水産課 説明)
水産課

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
第8番 田中 委員。

田中委員 市の役割について明記されていない箇所があるが、市の役割はないのか。
協議の場の考え方についてはどう整理されているのか。
地域計画は市が主体となって進めていくものではないのか。

農林 市の役割については、市が出す構想であることから市の役割があるのが前提になって
水産課 います。ご指摘の箇所につきましても、市の役割があるということを前提として、構文しております。地域計画のご指摘についても、同様です。

田中委員 それであれば構想全体で統一をお願いします。
また、あえて市の役割を削る必要もないと思います。市の構想として市の役割を明記することで、姿勢を示すべきだと考えます。検討をお願いします。

農林 協議の場の実施時期については、国の通知等に基づき、時期を示しています。
水産課 考え方については、この表現だけでは分かりにくいということは理解しています。
ただし協議の場は法律内で使用されている言葉ですので、構想内では法律上使用されている言葉を採用することにしています。

議 長 他にございますか。
第14番 井狩 委員。

井狩委員 14番 井狩です。
集積化は一定進んでいるなかで、今後は集約化が必要になってくる。そのような中で構想である集約への取り組みでは表現が弱いと思う。
指標にある数字の根拠が分からない。前年踏襲で作成しているのではないか。見直してください。

議 長 他にございますか。
第13番 米澤 委員。

米澤委員 所得目標等で記載のある各種数値について、補足説明が必要ではないか。
「半農半X」のXの意味は何か。

農林 数値については、県の指標に基づき記載していますが、必要な個所については補足説明を加えていきたいと思えます。
水産課 「半農半X」のXは農業以外の業種を加えて、農業と他業種を組み合わせで表現することに使用されています。

井狩委員からのご指摘で指標の数値を見直すべきではないかという点について、数値は県の指標に基づき市でも記載をしているところですが、数値を見直すべきではないかというご意見につきましては、県へ伝えさせていただきます。

議 長 他にございますか。
第5番 中濱 委員。

中濱委員 5番 中濱です。
まず、前回の構想から変更されている箇所が分かりにくいので、その点、今後は配慮をしてください。
指標の中で目指すべき所得、作業時間の記載があるが、この数字が何を意味するのかが分からない。この金額を目指すのか、超えるのか、そういった点について補足説明が必要だと考えます。
「効率的かつ安定的な農業経営」とあるが、「者」が抜けているのではないか。
文章にある指標、目標がどの部分を指しているのかが分かりにくい。
この基本構想についてはどのような整理をされているのか。

農林 変更箇所については説明が抜けていました。申し訳ありません。

水産課 金額等の数値については、目標数値となっています。記載方法が適切ではありませんでした。

「効率的かつ安定的な農業経営」については、「者」が抜けておりました。

指標、目標の記載方法については、県の方針に基づいていることから、記載方法について県に意見させていただきます。

基本構想については、認定農業者の基準のみで使用しているのではなく、その他の業務でも使用しています。全体的な市の構想を記載させていただいているものです。

中濱委員 もう一点。指標とあるのは目標ではないのか。修正してください。

議長 他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第33号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第33号の意見照会に対して、出された意見を取りまとめた農業委員会からの回答書の作成につきましては、本職に一任願いたいと思っておりますが、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって、本職に一任いただくことに決定いたしました。

作成しました回答書については、次回の総会で配布いたします。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

続きまして、日程第4報告案件にはいります。

報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告についてを議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第20号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告についてをご説明いたします。

議案書の7ページをご覧ください。資料は別紙Aの13ページ以降になります。

案件は3件です。

まず1件目です。

富波 ●●●番、登記地目、現況地目ともに田、面積838㎡について、譲渡人 ●●●氏から、譲受人 ●●●氏へ、売買により資材置場と自己・来客用露天駐車場に転用するため届出があったものです。

次に2件目です。

上屋 ●●●番、登記地目 田、現況地目 畑、面積112㎡について、譲渡人 ●●●

氏から、譲受人 ●●●へ、売買により資材置場・社員駐車場に転用するため届出があったものです。

最後に3件目です。

野洲 ●●●番、登記地目、現況地目ともに田、面積270㎡、他4筆 合計面積1,080㎡について、譲渡人 ●●●から譲受人 ●●●へ、売買により露天資材置場に転用するため届出があったものです。

この5筆は過去に●●●が露天資材置き場を目的に同法に基づく農地転用届を出されており、個人から●●●に所有権移転されましたが、届出後も登記簿の地目は変更がなされておらず、農地のままとなっております。登記地目が農地の場合は、再度、届け出が必要となりますので、今般、売買による所有権移転に伴い露天資材置場に転用するための届出があったものです。事務局からの説明は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
第5番 中濱 委員。

中濱委員 3件目の農地ですが、現在、駐車場として利用されているのですか。

事務局 駐車場や資材置場としての利用はありません。

中濱委員 接道していない農地がありますが、資材置場として利用は可能なのでしょうか。
届出地の周囲を既に●●●が取得されていて、今回、●●●から●●●が所得することで一体的な利用が可能になる、ということであれば分かりますが。

北中委員 担当委員の北中です。
今回の届出は●●●から●●●への社名変更に伴う届出であると聞いています。
また、届出地一帯は今後開発用地として利用されるのではないのでしょうか。

事務局 北中委員から説明のあったとおりですが、少し補足させていただきます。
相談を受けた際の話では、●●●から●●●に権利を移したいという内容でした。
それであれば、再度5条の届出が必要だと伝えました。
また、農地転用の目的が実現可能かについてですが、市街化区域内にある農地の転用は届出で対応します。届出については、必要書類が整っていれば受理するものとされているため、転用目的の実現が可能かどうかの審査は行っておりません。
よってご指摘の農地転用の届出は必要書類が整っていたため受理したものです。

議長 他にご質疑はございませんか。
ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年第9回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 10時 48分